

障福第 160 号  
平成 23 年 9 月 30 日

各障害者団体代表者 殿

神奈川県保健福祉局福祉・次世代育成部  
障害福祉課長



平成 23 年生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)  
の実施について (依頼)

本県の障害福祉行政の推進につきましては、日ごろからご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記調査について、別添のとおり、平成 23 年 12 月 1 日を実施日として実施することとされましたのでお知らせします。

なお、この調査は、従来、知的障害者、身体障害者それぞれ基礎調査を 5 年ごとに実施していたものを、内容を改め、「障害者総合福祉法 (仮称)」の実施の検討の基礎資料を得ることを目的に実施することとされています。このことから、「障害者総合福祉法 (仮称)」が難病等の方々も念頭において、制度の谷間のない支援を目指すこととしていますので、これまで、障害福祉サービスの制度の対象にならなかった方々を含めて、在宅の障害者の生活実態やニーズを把握するため、生活のしづらさなどに関する調査として実施することとされています。

また、調査項目や実施方法については、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会で協議いただくとともに、障害者団体に対してヒアリングを実施し、プライバシーの確保などについて意見をいただきましたので、調査拒否の仕組みを作るなど、障害当事者のご意見を十分に踏まえた形で実施することとされています。

本調査は、国における障害福祉施策の基礎資料となる大変重要な調査となりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

問い合わせ先

地域生活支援グループ 久保倉、貝本

電話 045 - 210 - 1111 内線 4714

ファクシムル 045 - 201 - 2051

chiikiseikatsu.shien@pref.kanagawa.jp

## 生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）調査要綱(案)

### 1 調査目的

障害者自立支援法廃止後の制度の谷間を生まない「障害者総合福祉法（仮称）」の実施等の検討の基礎資料とするため、在宅の障害児・者等（これまでの法制度では支援の対象とならない者を含む。）の生活実態とニーズを把握することを目的とする。

### 2 調査対象

全国4,500国勢調査調査区に居住する在宅の障害児・者等（障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳）所持者及び障害者手帳は未所持であるが、長引く病気やけが等により生活のしづらさがある者）を対象とする。

### 3 調査の実施日

平成23年12月1日（木）

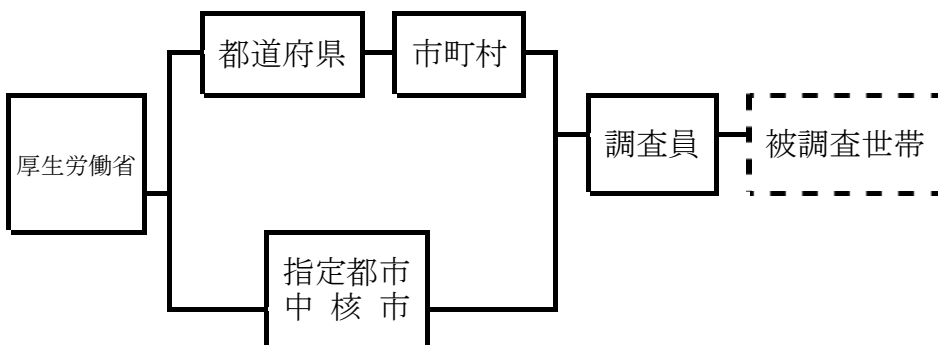
### 4 調査の事項

日常生活のしづらさの状況、障害の状態、障害者手帳、福祉サービスの利用状況、日常生活上の支援の状況、日中活動の状況、外出の状況、家計の状況等

### 5 調査の方法

- ① 調査員が調査地区内の世帯を訪問し、調査の趣旨等を説明のうえ、調査対象者の有無を確認する。
- ② 調査対象者がいる場合は、調査票を手渡し、記入及び郵送による返送を依頼する（自計郵送方式）。
- ③ 調査票は、原則として調査対象者本人が記入する。

### 6 調査の経路



### 7 調査の集計

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課において集計を行い、その結果は生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者実態調査）概況として速やかに公表するとともに、厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/>）及び政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載し、その後、調査結果報告書を刊行する。

### 調査実施までのスケジュールについて

現時点において調査実施までの大まかなスケジュールは、概ね以下のとおり考えております。

特に都道府県において管内市町村に対する説明会を10月上旬に実施していただきたいので、ご留意願いたい。

○厚生労働省において全国調査説明会の開催（9月27日）

○都道府県において管内市町村に対する説明会の実施（10月上旬）

○都道府県・指定都市・中核市において調査員の任命（10月中）

○市町村（指定都市・中核市含む。）において調査員に対する説明会の実施（11月上旬）

○調査の実施（12月1日時点）